

実技教官引継表(航空機曳航)

コース名: 231期(2014年) 学校名: 学連 大学 氏名: 新橋 太郎 総回数: 150 回 単独発数: 30 回

様式9-17

科目	各飛行共通				1. 空中操作										2. 緊急			3. 総合		着陸			(教官引継事項) 講評	判定(良・否)	教官署名					
	発航準備	通常離陸又は横風離陸	航空機曳航による上昇、離陸	場周経路の飛行	失速1(旋回・ダイブ閉・初期)	失速2(旋回・ダイブ閉・完全)	低速飛行	最良滑空比速度による滑空	失速1(旋回・ダイブ閉・初期)	失速2(旋回・ダイブ閉・完全)	最小沈下速度による滑空	対地目標を中心とした旋回	失速3(直線・ダイブ閉・初期)	失速4(直線・ダイブ閉・完全)	対地目標を中心とした旋回	失速3(直線・ダイブ閉・初期)	失速4(直線・ダイブ閉・完全)	ソアリング・急旋回	曳航不調又は索切れ	場外着陸要領	単独技量の確認	単独訓練				技能査定・審査要領	通常又は横風着陸又は背風着陸	横滑りからの着陸	指定地着陸	科目の必要回数
日付	8	8	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3	1	3					
1-1	10/1	A	A	A	B	A	B	A	A																			良好	良	銀座 次郎
1-2	/																	
1-3	/																									
1-4	/													
2-1	/									
3-1	/				
3-2	/				
3-3	/				
実施回数																														
																									確認日	教官署名				

9-27

<Rev-2017/08/27>

※科目の評価: A=良(安定している) B=良(判定基準内) C=否(判定基準外) D=否(理解不足)

※飛行の判定: 良=実施科目の判定がすべて[A]又は[B]の場合 否=実施科目の判定に「C」又は「D」がある場合。又は、高度判定不良の場合。

実技教育の実施手順及び実技教官引継表の記入要領

1. 科目回数の右の欄に日付を記入 例 10/1
2. 各飛行の各科目は、原則的に「・」で表記している科目を実施し評価する。
3. 各飛行時に指定された科目実施後、高度に余裕がある場合は次回以降に実施予定もしくは気象条件等により未実施であった科目の1科目（失速1から4、低速飛行、最良滑空速度による滑空、最小沈下速度による滑空、地上目標を中心とした旋回及びソアリング又は急旋回の内の1科目）のみ実施して、評価することが出来る。
4. 3.の飛行で事前に実施し評価された科目も、「・」で表記している科目は再度実施し評価する。
5. 各科目は、「A」、「B」、「C」、「D」で評価し記入する。
6. 科目の評価： A=良（安定している）、 B=良(判定基準内)
C=否（判定基準外）、 D=否（理解不足）
7. 各飛行の判定は、「良」または「否」で記入する。
8. 各飛行において、全ての科目の評価が「A」又は「B」の時、飛行の判定を「良」とする。
9. 高度等の関係で一部の科目が未実施の場合は、実施した科目の評価が「A」又は「B」以上の時、未実施の科目の評価は未記入とし、特に高度判断、離着陸に問題がなければ飛行の判定を「良」とし、以降の飛行で実施し評価を記入する。
10. 各飛行において一部の科目の評価が「C」又は「D」の場合、講評欄の引き継ぎ事項に状況を記入し、飛行の判定を「否」とする。
11. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない時は、全ての科目の評価は未記入とし、飛行の判定を「否」とする。
12. 飛行の判定が「否」の場合は、追加教育を実施する。
13. 1. 空中操作、2. 緊急操作の追加教育を実施する場合は、3. 総合演習の前までに実施する。
14. 科目の評価が「C」又は「D」が下された飛行の追加教育は（10.の場合）、その科目を実施し評価する。評価が「A」又は「B」以上の時、飛行の判定を「良」とする。
15. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない飛行での判定が「否」の追加教育は（11.の場合）、その飛行で実施予定の全ての科目を実施する。
16. 追加教育は、ウインチ曳航による教育に於いては3回、航空機曳航による教育に於いては2回を限度とする。
17. 追加教育を実施した飛行の講評欄には、「追加教育」である旨を記入する。
18. 3. 総合演習の直前に実施した飛行で、実技教育実施記録表（様式9-2及び9-3）及び実技教育引継表（様式9-6）の講評欄に「単独飛行の技量を確認」した旨を記入する。
19. 3. 総合演習の1.単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていることを確認する。（実施回数が必要回数を超えても良い）
20. 3. 総合演習の1.単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていない場合は、補習を実施する。
21. 補習を実施した飛行の評価欄には、「補習」である旨を記入する。
22. 3. 総合演習 3.技量査定を担当した教官は、各科目ごとの実施回数の合計を記入し、必要回数が実施されたかを確認する。